

岩手県告示第548号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年6月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 角浜鉄工所
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第39地割9番地6
 - ウ 代表者の氏名 北沢永光
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第4320号
 - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年6月5日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年6月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社十文字組
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字本町15番地7
 - ウ 代表者の氏名 高橋伸幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第4522号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年6月15日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年6月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山孝建設
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市清水216番地
 - ウ 代表者の氏名 山本孝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第5056号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年5月31日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年6月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 久慈工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字土橋第10地割83番地
 - ウ 代表者の氏名 久慈善一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第7292号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年6月12日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法

第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成29年6月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社伸栄建設

イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第15地割1番地2

ウ 代表者の氏名 中島榮三

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第7303号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年6月6日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成29年6月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社L・O・JAPAN

イ 主たる営業所の所在地 滝沢市後268番地749

ウ 代表者の氏名 大和寿麻

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20117号

(3) 処分の内容 水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年6月7日付けで水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成29年6月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社丸昌建設

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割520番地5

ウ 代表者の氏名 菊池裕司

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20382号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年6月19日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成29年6月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 デザインマートミックス

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市平賀新田字高柳19番1号

ウ 代表者の氏名 三田地英和

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20861号

(3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年6月23日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成29年6月14日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社東日本開発
- イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野14地割175番地10
- ウ 代表者の氏名 及川剛
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般一27）第50292号

(3) 処分の内容 土木工事業、舗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成29年6月13日付けで土木工事業、舗装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成29年6月22日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 野辺地工務店
- イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字江刺家第2地割121番地
- ウ 代表者の氏名 野辺地一夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般一24）第150033号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成29年6月21日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成29年4月28日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 三好建設株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 宮古市長町一丁目4番1号
- ウ 代表者の氏名 三好健志
- エ 許可番号 岩手県知事許可（特一24）第585号

(3) 処分の内容 建築工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成29年4月3日付けで建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成29年6月15日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社丸茂建設
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市厨川一丁目13番4号
- ウ 代表者の氏名 五日市国広
- エ 許可番号 岩手県知事許可（特一28）第1678号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成29年6月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成29年6月19日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社十文字組
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字本町15番地7
- ウ 代表者の氏名 高橋伸幸
- エ 許可番号 岩手県知事許可（特一24）第4522号

- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成29年6月15日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。